

特に重要なお知らせ (注意喚起情報)

この「特に重要なお知らせ (注意喚起情報)」には、
ご契約に際して特にご注意ください事項や不利益となる事項を記載しています。
内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

- 記載内容について、お客さまご自身でお読みいただくことが重要です。
- 主な免責事由など、お客さまにとって特に不利益となる情報が記載された部分は、必ずお客さまご自身でご一読ください。
 - 4 保険金などをお支払いできない場合
 - 6 解約と返戻金
- 特に、乗換の場合は、お客さまに不利益となることがあります。
 - 7 現在ご契約の保険契約または特約の解約、減額を前提とした新たなご契約

ご契約の際には、以下も必ずご確認ください

- 「ご契約のしおり 約款」
お支払事由および制限事項の詳細など、ご契約についての大切な事項や必要な保険の知識などをご説明しています。
- 「保険設計書(契約概要)」
ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認ください事項を記載しています。

- 1 保険契約のお申込みの撤回または解除 (クーリング・オフ制度) P.6
- 2 健康状態や職業などの告知 P.6
- 3 保障の開始 P.7
- 4 保険金などをお支払いできない場合 P.7
- 5 猶予期間内に保険料のお払込みがない場合のお取扱い (解除、失効、復活) P.7
- 6 解約と返戻金 P.8
- 7 現在ご契約の保険契約または特約の解約、減額を前提とした新たなご契約 P.8
- 8 ご契約者と相互会社との関係 P.8
- 9 保険金額などが削減される場合 P.8
- 10 保険金などのご請求 P.9
- 11 その他、ご注意ください事項 P.9

1 保険契約のお申込みの撤回または解除（クーリング・オフ制度）

- ご契約の申込日またはこの冊子を受け取った日のいずれか遅い日から、その日を含めて**8日以内**（消印有効）であれば、書面により保険契約のお申込みの撤回または解除ができます。書面は、郵便により当社の支社または本社宛上記期限内に発信してください。

クーリング・オフができない場合



- 当社の指定した医師の診査が終了したとき
- 債務履行の担保のための保険契約であるとき

2 健康状態や職業などの告知

- ご契約者や被保険者には健康状態などについて告知していただく義務があります。
- ご契約にあたっては、過去の傷病歴（傷病名・治療期間など）、現在の健康状態、身体の障害状態、職業など当社がおたずねする告知項目について、事実をありのままに正確にもれなくお知らせください。
- 診査医扱いの場合には、当社指定の医師が口頭でおたずねすることについても同様にありのままを正確にもれなく告知ください。



- 告知受領権は生命保険会社および生命保険会社が指定した医師が有していません。
- 生命保険募集人（代理店を含みます）には告知受領権がなく、生命保険募集人に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりません。

傷病歴などがあるお客さまのお引受けについて

- 当社では、ご契約者間の公平性を保つため、お客さまの健康状態に応じてご契約のお引受けの判断を行っております。傷病歴などがある場合でも、その内容やご加入される保険種類によってはお引受けすることがあります。
- 告知内容などから、お断りすることもあります。



- 傷病歴などを告知された場合は、後日、所定の診査や追加の詳しい告知などが必要となる場合があります。

告知の内容が事実と相違する場合

- 故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日（復活が行なわれた場合は復活の際の責任開始日）から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。



- 責任開始日（復活が行なわれた場合は復活の際の責任開始日）から2年を経過していても、保険料のお払込みを免除する事由が、2年以内に生じていた場合には、ご契約を解除することがあります。
- ご契約を解除した場合には、たとえ、保険金などをお支払いする事由が発生していても、保険金などをお支払いすることはできません。また、保険料のお払込みを免除する事由が発生していても、お払込みの免除はできません。

- 上記以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合は、詐欺による取消しを理由として、**保険金などのお支払いや保険料のお払込みの免除ができません。**この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消しとなる場合があります。また、**すでにお払い込みいただいた保険料は払い戻しません。**

電話や訪問によるお申込内容などの確認について

- 当社の確認担当職員または当社で委託した確認担当者が、ご契約のお申込後または死亡給付金のご請求および保険料のお払込みの免除のご請求の際、ご契約者・承継保険契約者・被保険者・受取人に電話や訪問をさせていただき、ご契約のお申込内容または被保険者を診察した医師などに対し、症状などについて照会や確認をさせていただく場合があります。



- 電話確認の内容は、当社の業務の運営管理およびサービスの充実などに必要な範囲で録音させていただく場合があります。
- 事前のアポイントなしに訪問させていただく場合があります。
- 訪問・電話確認の際は、ご本人さまの確認をさせていただきます。

3 保障の開始

- お申し込みいただいたご契約を当社が承諾した場合には、お申込みと告知がともに完了した時から、ご契約上の保障が開始されます。
- 第1回保険料の払込方法が、「クレジットカード・デビットカードにより払い込む方法」または「当社の指定した金融機関の口座に送金することにより払い込む方法」の場合、第1回保険料相当額のお払込みが、お申込みの承諾における要件の一つとなります。



- 生命保険募集人（代理店を含みます）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行なう者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

4 保険金などをお支払いできない場合

次のような場合には、保険金などをお支払いできません

- 責任開始時前の病気・ケガを原因とする場合など
- 免責事由に該当する場合
例・責任開始日から3年以内における被保険者の自殺
・ご契約者の故意または重大な過失 など
- 告知義務違反による解除の場合
- 重大事由による解除の場合
例・死亡給付金などを詐取する目的で事故を起こしたとき（未遂を含みます）
・ご契約者、被保険者、承継保険契約者または保険金などの受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められるとき など
- 詐欺による取消し、保険金などの不法取得目的による無効の場合
- 保険料のお払込みがないことによる解除、失効の場合

■ 保険契約の型がⅡ型の場合は、次の場合も、保険料のお払込みの免除はできません

- 悪性新生物（がん）と診断確定された時期が責任開始日から90日以内の場合



- 保険金などをお支払いできない場合については、「ご契約のしおり 約款」、および冊子「保険金・給付金のご請求について」をあわせてご確認ください。

5 猶予期間内に保険料のお払込みがない場合のお取扱い(解除、失効、復活)

■ 猶予期間とご契約の解除、失効

- 保険料は払込期月内にお払い込みください。払込期月内にお払込みのご都合がつかない場合のために、お払込みの猶予期間を設けています。
- 第1回保険料が猶予期間内に払い込まれない場合、ご契約は解除となります。
- 第2回以後の保険料が猶予期間内に払い込まれない場合、ご契約は猶予期間の満了日の翌日から効力を失います（失効）。その後、保険契約の復活日の前に支払事由が発生しても、保険金などのお支払いはできません。



- 保険料の自動振替貸付が可能な場合には、あらかじめ自動振替貸付を希望されない旨のお申し出がない限り、自動的に当社が保険料を貸し付けてご契約を有効に継続させます。この場合、当社所定の利率*（複利）で利息がかかります。
*この利率は金融情勢の変化およびその他相当の事由がある場合に変動することがあります。適用される利率については、当社ホームページ（裏表紙参照）でご確認ください。

■ ご契約の復活

- ご契約の失効後3年以内であれば、復活を申し込むことができます。お申込みの際は、改めて告知（ご契約によっては当社指定の医師による診査）をしていただきます。なお、健康状態などによっては復活できないこともあります。
- ご契約の復活を当社が承諾した場合には、告知と延滞保険料およびその利息のお払込みがともに完了した時から、ご契約上の保障が開始されます。

6 解約と返戻金

- お払い込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は保険金などのお支払いに、また他の一部はご契約の締結や維持に必要な経費にあてられます。したがって、解約時の返戻金は、多くの場合、**払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。**
- 返戻金の額は、ご契約者の年齢・性別、被保険者の年齢、ご契約の経過年月数などによって異なります。特にご契約後、短期間で解約されたときの返戻金は**多くの場合まったくないか、あってもごくわずかです。**
- 返戻金の額は、死亡給付金額を上限とします。

7 現在ご契約の保険契約または特約の解約、減額を前提とした新たなご契約

- 解約・減額されますと、多くの場合、**返戻金は払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。**
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うことになる場合があります。
- 新たなご契約では現在のご契約と比べて保険料計算に用いる予定利率が引き下げられる場合があります。予定利率が引き下げられた場合、保険種類によっては**保険料が引き上げられる場合があります。**
- 現在のご契約と新たなご契約とで給付範囲（保険金・給付金の支払事由）が異なることにより、現在の保障内容が新たなご契約では保障されないことがあります。**
- 一般のご契約と同様に告知義務があります。また、「新たなご契約の責任開始日」を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。
- 詐欺による取消しの規定などについても、新たなご契約の締結に際しての詐欺の行為などが適用の対象となります。
- 告知が必要な傷病歴などがある場合は、新たなご契約のお引受けができなかったり、その告知をされなかったために新たなご契約が解除・取消しとなることもあります。
- 告知に関する注意事項は、**2健康状態や職業などの告知**をご確認ください。



- 現在のご契約を解約・減額される時期などは、お客さまご自身でご判断ください。

8 ご契約者と相互会社との関係

- 当社は相互会社であり、相互会社では剰余金の分配のない保険（無配当保険）のみにご加入の場合を除き、ご契約者が「社員」となります（社員には、社員の代表たる総代を選出する社員投票権などがあります）。
- この保険は無配当保険であり、この保険のみにご加入のご契約者は当社の社員とはなりません。

9 保険金額などが削減される場合

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額などが削減されることがあります。
- 当社は、生命保険契約者保護機構（以下、「保護機構」といいます）に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額などが削減されることがあります。

10 保険金などのご請求

- 給付金などの支払事由が生じた場合や、お支払いの可能性があると思われる場合などには、すみやかに当社（担当者、支社またはコミュニケーションセンター）にご連絡ください。
- ご契約内容によっては、複数の給付金などの支払事由に該当することがありますので、お支払いに関してご不明な点がある場合などには当社にご連絡ください。
 - ▶冊子「保険金・給付金のご請求について」もあわせてご確認ください。

■代理請求について

- ご契約者が請求者となる保険料払込免除について、ご契約者本人がご請求できない特別な事情がある場合、承継保険契約者からご請求いただけます。
- ご契約者は、承継保険契約者に対し、「ご契約の内容」および「ご契約者に代わって保険料払込免除を請求できること」を必ずお知らせください。**

11 その他、ご注意いただきたい事項

■ご住所などを変更された場合

- 当社からのお手続きに関するお知らせなど、重要なお案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ず当社にご連絡ください。

- 生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては、コミュニケーションセンターへご連絡ください。連絡先は、この冊子の裏表紙に記載しています。
- ご契約の商品に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。詳細は、この冊子の裏表紙をご確認ください。